

平成18年6月5日

# 株主各位

横浜市神奈川区宝町2番地

**日産自動車株式会社**

取締役社長 カルロス ゴーン

## 第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」及び同封の添付書類「第107期報告書」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しお送りくださるか、当社の指定するインターネットウェブサイト(<http://www.web54.net>)より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号  
パシフィコ横浜  
国立横浜国際会議場（国立大ホール）

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第107期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
  2. 第107期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 第107期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
- 第3号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
- 第4号議案 監査役2名選任の件  
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

1. 招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本等は、別添の「第107期報告書」のとおりであります。
2. 議案の内容等につきましては、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご参照ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、インターネットウェブサイトより議決権をご行使くださる際には、議決権行使書用紙に印字された議決権行使コードとパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日の質疑応答につきまして、次のとおりとさせていただきますたく、ご協力のほどをお願い申し上げます。

- ・ご質問を希望される方には、当日、会場内にて整理券をお配りいたしますので、予めお受取り願います。株主の皆様のご質問は、整理券の番号順とさせていただきます。なお、整理券の配布は、受付開始時間である午前8時30分から開会時間である午前10時までとさせていただきます。
- ・十分な審議を尽くした場合には、整理券をお持ちであっても質疑を打ち切らせていただくことがございます。

また、株主総会終了後に、株主懇談会を開催いたします。株主の皆様と当社経営陣との懇談の場を持たせていただき、忌憚のないご意見等を頂戴いたしたく存じますので、株主総会に引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

43,974,059個

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 第107期利益処分案承認の件

当期の利益処分案は、「日産180」の達成及び「日産バリューアップ」の順調な進捗による業績の向上その他諸般の事情を勘案し、別添の「第107期報告書」30頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期は中間配当として、1株につき14円の配当を実施いたしました。期末配当金につきましては、前期末に対して3円増配の1株につき15円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に対して5円増配の1株につき29円となります。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績等を勘案し、取締役7名に対し390,000,000円を支給したいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 電子公告制度の導入

会社が定款で公告方法として電子公告によることを定めている場合、電子公告による公告が認められるため、現行定款第4条（公告をする方法）に所要の変更を行うものであります。

##### (2) 会社法等施行に伴う変更

「会社法」（平成17年法律第86号）等が平成18年5月1日に施行され、定款で定めることにより可能となる事項等に関し、下記の変更を行うものであります。

- ① 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、その旨の規定を追加（新設第10条）。
- ② 株主総会の運営の合理化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能とする旨の規定を追加（新設第17条）。
- ③ 取締役会の機動的、効率的な運用を図るため、取締役会の書面決議を可能とする旨の規定を追加（新設第27条）。
- ④ 社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるように、社外監査役と会社間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を追加（新設第36条第2項）。
- ⑤ その他定款全般にわたり、会社法等に合わせた表現の変更及び構成の整理等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>(公告をする方法) 第4条 当社の公告は、<u>法令に別段の定がある場合を除く外、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の<u>総数は、60億株とする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(自己株式の取得) 第5条ノ2 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数) 第6条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> (<u>単元未満株式の不発行</u>) 第7条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(機関) 第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式<u>総数は、60億株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条① 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> ② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条① 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理及び单元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条① 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項その他定款に定がある場合の外、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条① 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株式取扱規則)  <u>第10条</u> 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、諸届の受理、手数料及び単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い</u>については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)  <u>第12条</u> 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主総会の招集)  <u>第11条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(招集)  <u>第13条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(定時株主総会の基準日)  <u>第14条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(株主総会の議長)  <u>第12条</u> &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主総会の招集地)  <u>第13条</u> 株主総会は、本店所在地及びその隣接地の<u>外</u>、東京都区内においてこれを招集することができる。</p>	<p>(議長)  <u>第15条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(招集地)  <u>第16条</u> 株主総会は、本店所在地及びその隣接地の<u>ほか</u>、東京都区内においてこれを招集することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(株主総会の決議)  <u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定がある場合を除く外、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。</p>	<p>(決議の方法)  <u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定がある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(議決権の代理行使)  <u>第15条 株主が、代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)  <u>第19条① 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u>  <u>② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(株主総会の議事録)  <u>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに記名捺印又は電子署名を行い、当会社に保存する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(取締役の定員及び選任)  <u>第17条① &lt;条文省略&gt;</u>  <u>② &lt;条文省略&gt;</u>  <u>③ 前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>  <u>④ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(定員及び選任方法)  <u>第20条① &lt;現行どおり&gt;</u>  <u>② &lt;現行どおり&gt;</u>  <u>③ 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)  <u>第18条① 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>② &lt;条文省略&gt;</u></p>	<p>(任期)  <u>第21条① 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>② &lt;現行どおり&gt;</u></p>
<p>(代表取締役)  <u>第19条① 取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定める。</u>  <u>② &lt;条文省略&gt;</u></p>	<p>(代表取締役)  <u>第22条① 取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を選定する。</u>  <u>② &lt;現行どおり&gt;</u></p>
<p>(役付取締役)  <u>第20条 &lt;条文省略&gt;</u></p>	<p>(役付取締役)  <u>第23条 &lt;現行どおり&gt;</u></p>
<p>(相談役及び顧問)  <u>第21条 &lt;条文省略&gt;</u></p>	<p>(相談役及び顧問)  <u>第24条 &lt;現行どおり&gt;</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(取締役の報酬) 第22条 取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役会規則) 第24条 取締役会に関しては、法令又は定款に定めるものの外、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条ノ2① 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役の設定員及び選任) 第25条① &lt;条文省略&gt;</p> <p>② &lt;条文省略&gt;</p> <p>③ <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(報酬等) 第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条① 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(定員及び選任方法) 第30条① &lt;現行どおり&gt;</p> <p>② &lt;現行どおり&gt;</p> <p>③ <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(監査役の任期)  第26条① 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)  第27条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(監査役の報酬)  第28条 監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>(監査役会の招集)  第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(監査役会規則)  第30条 監査役会に関しては、法令又は定款に定めるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の責任免除)  第30条ノ2 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる</u>。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(任期)  第31条① 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)  第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(報酬等)  第33条 監査役の報酬等は、株主総会<u>の決議によって定める</u>。</p> <p>(監査役会の招集)  第34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役会規則)  第35条 監査役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の責任免除)  第36条① 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる</u>。</p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする</u>。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(決算期) 第31条 当社の決算期は、毎年3月31日とする。</p> <p>(利益配当金) 第32条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当金) 第33条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(この分配金を以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>(除斥期間) 第34条 利益配当金又は中間配当金が支払提供の日から3年を経過してもなお受領されない場合には、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条① 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第40条 配当財産が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

**第3号議案** 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして無償で新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の、当社の連結業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

下記 (3) に定める内容の新株予約権160,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を

受けることができる株式の総数は、当社普通株式16,000,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）までの一定期間の（株）東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に一定の数値（1.025を下回らない範囲で取締役会が定めるものとする。）を乗じた金額とする（1円未満の端数は切り上げる。）。但し、取締役会の定めるところにより、当該金額が割当日の当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（单元未満株主による单元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日から10年を経過する日までの範囲で、取締役会が定めるものとする。

④新株予約権の行使の条件

- i 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ii その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得条項

以下のi、ii、iii、iv及びvの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ⑧当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- viii 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役市嶋慎二、今村圭司の両氏は、本総会の終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	大坪健雄 (昭和123年7月2日生)	昭和46年4月 (株)日本興業銀行入行 平成8年5月 アジア開発銀行 TREASURER 平成9年11月 (株)日本興業銀行総合企画部副部長 平成10年2月 同主計室長 平成11年6月 同執行役員 平成12年5月 興和不動産(株)参与財務本部財務部長 平成12年7月 同常務取締役 平成14年6月 みずほ総合研究所(株)専務取締役 平成16年4月 独立行政法人環境再生保全機構理事現在に至る	0株
2	中村利之 (昭和26年7月26日生)	昭和49年4月 (株)横浜銀行入行 平成10年6月 同融資部長 平成14年4月 同執行役員 平成15年4月 同常務執行役員 平成16年6月 同代表取締役(最高執行責任者) 平成17年6月 同代表取締役(営業推進部門担当) 平成18年4月 同取締役現在に至る	0株

- (注) 1. 両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 両氏は、会社法に定める社外監査役の要件を満たしております。

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって監査役を辞任される市嶋慎二、今村圭司の両氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

両氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
市嶋慎二	平成16年6月 当社監査役(常勤)現在に至る
今村圭司	平成13年6月 当社監査役(常勤)現在に至る

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号  
パシフィコ横浜

国立横浜国際会議場（国立大ホール）

最寄駅 みなとみらい線みなとみらい駅

（クイーンズスクエア横浜連絡口から徒歩約8分）

なお、JR桜木町駅からは、徒歩20分程かかります。

駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場付近略図

